
不公正取引に関する課徴金事例集の公表について

～内部者取引事案の現状～

(証券取引等監視委員会からの寄稿)

平成 25 年 10 月

平成 22 年 1 月より、証券取引等監視委員会から、個別の調査・検査事案から得られる問題意識を中心とした最新のトピックについて定期的に御寄稿いただいております。

今回のテーマは、「不公正取引に関する課徴金事例集の公表について～内部者取引事案の現状～」です。

不公正取引に関する課徴金事例集の公表について
～内部者取引事案の現状～

証券取引等監視委員会事務局 取引調査課 課長補佐 金ヶ崎郁弘
証券取引等監視委員会事務局 取引調査課国際取引等調査室 課長補佐 熊崎 貴之

証券取引等監視委員会（以下「証券監視委」という。）は、平成 25 年 8 月 8 日に、「金融商品取引法における課徴金事例集～不公正取引編～」を公表した。証券監視委では、市場参加者に課徴金制度への理解を深めてもらうため、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して課徴金納付命令勧告を行った事案の概要について、事案ごとの特色などの説明を加えて取りまとめ、平成 20 年以降、毎年この時期に公表しているものである。

今回の事例集は、課徴金制度についての理解を深めていただけるよう、「過去にバスケット条項に該当するとされた個別事例（5 事例）」を掲載したほか、内部者取引の個別事例 16 事例について、大型公募増資に係る事例（5 事例）とそれ 以外の事例（11 事例）に分けて掲載している。さらに、今回の事例集においては、事例の性質に応じて、不公正取引に関する課徴金事例集と開示規制違反に関する課徴金事例集の 2 冊に分けて公表することとした。

本稿では、不公正取引に関する課徴金事例のうち、内部者取引に係る事案について、その特色と個別事例について説明する。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、私見であることをあらかじめお断りしておく。

1. 内部者取引に対する課徴金事案の特色

内部者取引に対する課徴金勧告の件数は、平成 24 年度において 19 件となり、平成 17 年 4 月の制度導入以降、直近の平成 25 年 6 月末までで 144 件（納付命令対象者ベース）となった。これまでの勧告事案から読み取れる内部者取引事案の傾向は以下のとおりである。

（1） 勧告事案に係る重要事実の特徴

勧告した事案を見ると、違反行為に係る重要事実は多様化の傾向が続いている（表 1 参照）。平成 24 年度は、「新株等発行」が 6 件と最多数になっている。これは、リーマンショック後に集中した複数の大型公募増資案件について、主幹事証券会社の営業員等が重要事実の伝達を受けた国内外のプロ投資家による内部者取引に関するものである。次に「公開買付け」が 5 件、「業務提携・解消」、「業績予想等の修正」等が 3 件ずつとなっている。また、課徴金制度導入以降初めて「新たな事業の開始」を重要事実とする事案が勧告されている。

(表 1) 重要事実別勧告状況

年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	計
新株等発行	2	3	3	1	4	6	3	6	1	29
自己株式取得	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2
株式分割	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
剰余金の配当	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
株式交換	0	0	0	2	2	2	0	0	0	6
合併	0	0	2	1	0	0	0	0	0	3
業務提携・解消	3	0	5	8	0	3	2	3	0	24
子会社異動を伴う株式譲渡等	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
民事再生・会社更生	1	0	0	0	8	2	0	0	0	11
新たな事業の開始	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
損害の発生	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
行政処分の発生	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
業績予想等の修正	0	5	3	3	2	1	2	3	0	19
バスケット条項	0	0	0	0	4	3	1	3	0	11
子会社に関する事実	0	1	0	0	3	0	2	0	1	7
公開買付け	0	0	3	3	13	2	7	5	1	34
うち公開買付けに準ずるもの	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(1)	(0)	(0)	(2)
合計	6	11	16	18	38	21	19	22	4	155
年度別勧告件数	4	11	16	17	38	20	15	19	4	144

(注 1) 年度とは、当年 4 月～翌年 3 月をいう。ただし、平成 25 年度は 6 月末まで。

(注 2) 件数は、納付命令対象者ベースで計上している。(以上、(表 2)(表 3)(表 4)において同じ)

(注 3) 異なる種類の重要事実を知って違反行為を行った者については、重要事実ごとに重複計上しているため、年度ごとの合計数と年度別勧告件数は一致しないものがある。

(2) 違反行為者の属性

違反行為者は、会社関係者及び公開買付者等関係者（以下「関係者」という。）と、関係者から重要事実の伝達を受けた者である、第一次情報受領者（以下「情報受領者」という。）に大別できる。平成 21 年度以降、情報受領者が行った事案の件数が、関係者が行った事案の件数を上回る状況が続いている（表 2 参照）。

平成 24 年度においては、19 件の勧告事案全体のうち、情報受領者が行った事案は 14 件（法 166 条違反が 9 件、法 167 条違反が 5 件）であり、全体の 7 割を占めている。さらに、情報受領者が行った事案 14 件の属性を詳細に見ると、取引先が 7 件とその半数を占めている。

(表2) 行為者の属性別勧告状況

年 度		17	18	19	20	21	22	23	24	25	計
166条違反に係る行為者	会社関係者	4	8	9	14	13	8	2	5	2	65
	発行会社役員	0	1	1	2	4	1	0	1	1	11
	取締役	0	1	1	※1 2	3	1	0	1	1	10
	監査役	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	発行会社社員	4	3	3	4	7	2	1	3	1	28
	執行役員	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	部長等役席者	3	1	3	4	3	1	0	2	0	17
	その他社員	1	2	0	0	4	0	1	1	1	10
	発行会社	0	2	1	0	0	0	0	0	0	3
	契約締結者	0	2	4	8	2	5	1	1	0	23
	第三者割当	0	1	0	0	0	5	0	0	0	6
	業務受託者	0	0	0	6	0	0	1	1	0	8
	業務提携者	0	1	1	0	2	0	0	0	0	4
	その他	0	0	3	※1 2	0	0	0	0	0	5
	第一次情報受領者	0	3	4	2	12	10	6	9	1	47
	取引先	0	0	1	※2 2	2	4	1	6	1	17
167条違反に係る行為者	親族	0	0	0	0	6	1	0	1	0	8
	友人・同僚	0	3	0	0	0	4	2	1	0	10
	その他	0	0	3	0	4	1	3	1	0	12
	小計	4	11	13	16	25	18	8	14	3	112
	公開買付者等関係者	0	0	0	1	4	0	1	0	0	6
	買付者役員	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	取締役	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	監査役	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	買付者社員	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	執行役員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	部長等役席者	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	その他社員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	契約締結者	0	0	0	0	3	0	1	0	0	4
	証券会社	0	0	0	0	※3 1	0	0	0	0	1
	公開買付対象者	0	0	0	0	2	0	1	0	0	3
	役員	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	社員	0	0	0	0	※3 1	0	1	0	0	2
	その他	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	第一次情報受領者	0	0	3	2	9	2	6	5	1	28
	取引先	0	0	0	※2 2	0	0	3	1	0	6
	親族	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2
	友人・同僚	0	0	3	0	8	1	2	3	1	18
	その他	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2
	小計	0	0	3	3	13	2	7	5	1	34
	第一次情報受領者 合計	0	3	7	4	21	12	12	14	2	75
	合計	4	11	16	19	38	20	15	19	4	146

※1一の行為者が複数の違反行為を行っており、それぞれの属性に計上。

※2一の行為者が複数の重要事実（会社重要事実・公開買付け事実）に基づき違反行為を行っており、それぞれの属性に計上。

※3公開買付対象者（証券会社）の社員が違反行為を行っており、それぞれの属性に計上

(3) 内部者取引における情報伝達者の属性

平成24年度においては、情報伝達者14件（会社関係者が9件、公開買付者等関係者が5件）のうち、契約締結者が11件と全体の8割弱を占めている（表3参照）。

（表3）情報伝達者の属性別勧告状況

年 度	18	19	20	21	22	23	24	25	計
会社関係者(166条)	3	4	2	12	10	6	9	1	47
発行会社役員	2	0	1	4	2	2	0	1	12
取締役	2	0	※ ¹ 1	4	2	2	0	1	12
監査役	0	0	0	0	0	0	0	0	0
発行会社社員	0	1	0	5	1	0	2	0	9
執行役員	0	0	0	1	0	0	0	0	1
部長等役席者	0	1	0	2	1	0	2	0	6
その他社員	0	0	0	2	0	0	0	0	2
契約締結者	1	3	1	3	7	4	7	0	26
引受証券会社	0	0	0	0	0	1	6	0	7
業務受託者	0	0	1	2	5	2	0	0	10
業務提携者	1	3	0	0	2	1	1	0	8
その他	0	0	0	1	0	0	0	0	1
公開買付者等関係者(167条)	0	3	2	9	2	6	5	1	28
買付者役員	0	1	0	0	1	0	1	0	3
取締役	0	1	0	0	1	0	1	0	3
監査役	0	0	0	0	0	0	0	0	0
買付者社員	0	0	0	2	0	2	0	1	5
執行役員	0	0	0	0	0	0	0	1	1
部長等役席者	0	0	0	0	0	2	0	0	2
その他社員	0	0	0	2	0	0	0	0	2
契約締結者	0	2	2	7	1	4	4	0	20
証券会社	0	0	0	※ ² 2	0	0	0	0	2
銀行	0	0	0	1	0	0	0	0	1
公開買付対象者	0	0	2	3	1	3	3	0	12
役員	0	0	※ ¹ 2	0	1	1	0	0	4
社員	0	0	0	※ ² 3	0	2	2	0	7
その他	0	0	0	0	0	0	1	0	1
合計	3	7	4	21	12	12	14	2	75

※1 一の情報伝達者が一の行為者に複数の重要事実（会社重要事実・公開買付け事実）を伝達しており、それぞれの属性に計上。

※2 公開買付対象者（証券会社）の社員が伝達を行っており、それぞれの属性に計上。

（４） 借名口座を用いた内部者取引の状況

これまでの勧告事案において、借名口座による取引は、内部者取引の発覚を免れるため、親族や知人などから、既設の口座を借り受けて行われることがあるが、違反行為に借名口座が使用された件数は、平成 24 年度において 3 件であり、平成 17 年 4 月の制度導入以降、直近の平成 25 年 6 月末までで 144 件中 37 件である（表 4 参照）。

（表 4）違反行為に使用された証券口座（借名取引の状況）

年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	計
自己名義口座	4	8	13	9	28	17	10	15	3	107
借名口座	0	3	2	7	7	2	5	3	1	30
自己名義口座と借名口座の両方を使用	0	0	1	1	3	1	0	1	0	7
合計	4	11	16	17	38	20	15	19	4	144

（５）証券会社等における情報管理

平成 24 年度においては、証券会社が、本来、引受部門と営業部門の間の情報障壁を設ける等、内部者取引の防止に向け、厳格な法人関係情報の管理が求められている中、証券会社の社員により重要事実が伝達され、内部者取引が行われた事例が複数見られた。

また、発行会社が社内に設置した第三者委員会の関係者が職務に関し知った重要事実を伝達したことにより内部者取引が行われたという事例が見られた。下記の「事例 15」を参照のこと。

（６）大型公募増資に係る内部者取引の状況

大型公募増資案件について、主幹事証券会社等の営業員等から重要事実の伝達を受けた国内外のプロ投資家による内部者取引が行われていたことが複数の事案で判明し、平成 23 年度に 1 件、平成 24 年度に 6 件の課徴金納付命令勧告が行われた。

一連の事案を見ると、情報伝達を行った主幹事証券会社等は大手証券会社であり、かつ、違反行為者には、国内の投資運用業者等プロの投資家が含まれていた。具体的な事例は、下記の「事例 2」を参照のこと。

2. 個別事例の概要

今回の事例集においては、内部者取引に係る課徴金納付命令勧告事例を16事例掲載している。本稿では、そのうち、3事例を紹介する。

なお、これら事例の詳細については、証券取引等監視委員会ウェブサイトに掲載している事例集本体をご覧頂きたい。

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2013/2013/20130808-2/01.pdf

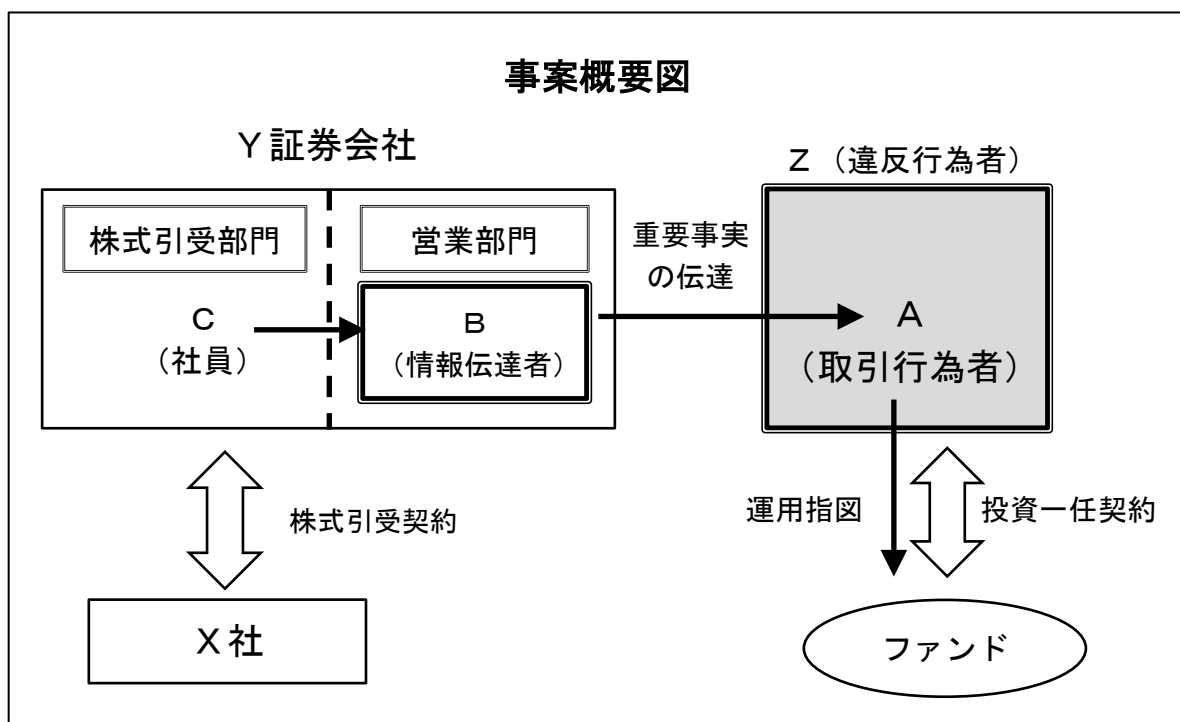
（事例2）大型公募増資に係る内部者取引事案

違反行為者Zは、投資助言・代理業、投資運用業及び第二種金融商品取引業を行う会社であるが、投資一任契約に基づいて、ファンドの信託財産の運用を行っていた。当該投資一任契約に基づく信託財産の運用業者である違反行為者の社員Aにおいて、上場会社Xが株式の募集を行う旨の決定をした旨の重要事実について、X社と株式引受契約の締結の交渉を行っていたY証券会社の社員Bから伝達を受けながら、当該重要事実の公表前に、X社株式を売り付けたものである。

本件において、情報伝達者Bは、Y証券会社の営業部門の社員であるが、Y証券会社が公募増資の引受けを行う可能性を示す情報に接しているほか、Y証券会社の株式引受部門の社員Cとのやり取りも踏まえ、X社株式に係る公募増資が実施されることを知ったものである。

（本事案について）

本事案では、証券会社の営業部門の社員が、営業活動として、当該重要事実をプロの大口顧客に提供していたものである。本来、証券会社においては、引受部門と営業部門の間の情報障壁（いわゆるチャイニーズ・ウォール）を設ける等、内部者取引の防止に向け、厳格な法人関係情報の管理が求められている中、それが機能せずに、証券会社の社員から情報伝達が行われたものである。



(事例 12) 子会社の解散に係る内部者取引事案

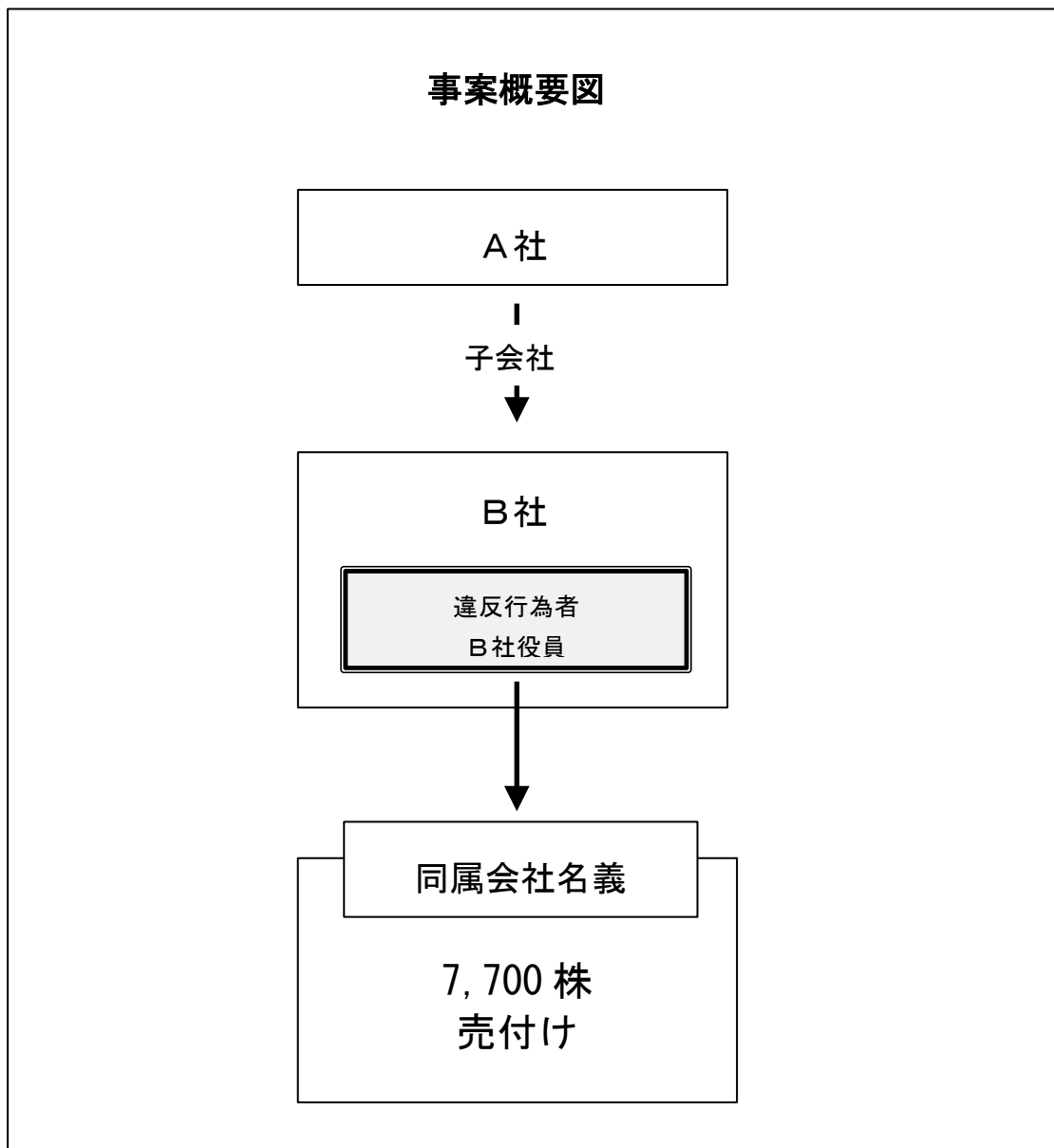
上場会社 A 社の子会社 B 社の役員である違反行為者は、B 社が解散を行うことについての決定した旨の重要事実を、B 社の他の役員から、その職務に関して知った上で、当該重要事実の公表前に、A 社株式を売り付けたものである。

本件において、違反行為者は、A 社の株式を、違反行為者の同族会社名義の証券口座を利用して、電話による発注により売り付けたものである。

(本事案について)

本事案では、上記のとおり、違反行為者が、同族会社名義の証券口座において、当該同族会社の計算において売付けを行ったものであるが、金融商品取引法においては、違反行為者本人の自己の計算における売買であることが課徴金を課す上での要件であるところ、違反行為者が違反行為者の同族会社の計算によって行った売買も、違反行為者本人の計算において行った売買とみなされるため、本件では、違反行為者本人に対して、課徴金を課している。

事案概要図



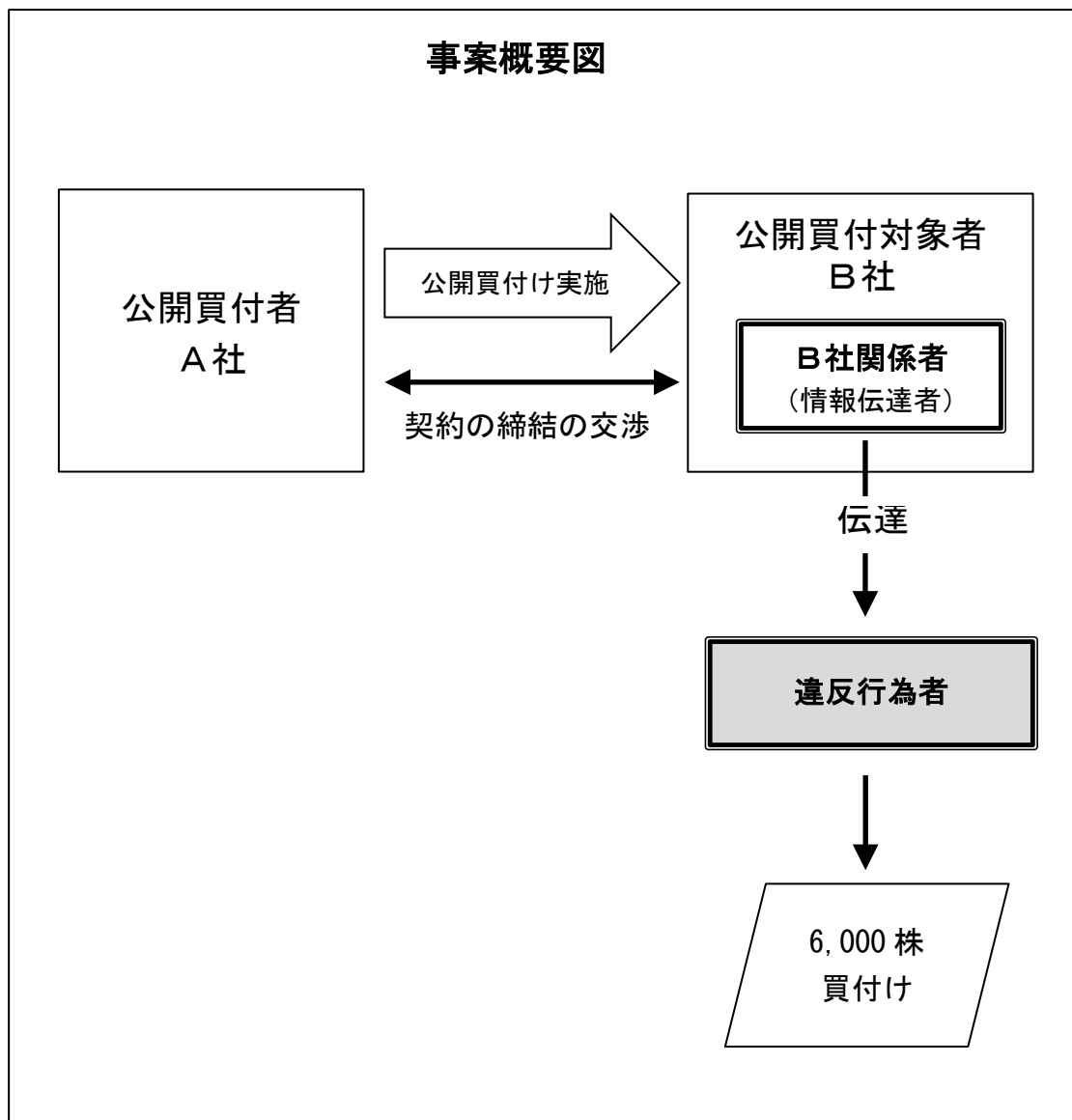
（事例 15）公開買付けに係る内部者取引事案

違反行為者は、A社による上場会社Bに対する株式公開買付けを行うことについて決定した旨の重要事実について、B社が本件公開買付けにあたって設置した第三者委員会の関係者であるCより伝達を受けながら、当該事実の公表前に、B社株式を買い付けたものである。

Cは、B社の社内会議に出席した際に、本件公開買付け事実を職務に関し知った。違反行為者は、Cと長年の付き合いがあり、同人が違反行為者を訪問した際に、本件公開買付けの重要事実の伝達を受けたものである。

（本事案について）

本件においては、情報伝達者が本件公開買付けにあたって設置した第三者委員会の関係者であるという事例である。第三者委員会の関係者がその職務の中で知った重要事実については、その立場上法令遵守意識を求められるところ、外部の第三者に情報提供を行い、当該第三者が内部者取引を実施した事案である。



3. 終わりに

証券会社は、日々、様々な投資家と直接のやりとりを行っているという点で市場の最前線にいるゲートキーパーとも言え、証券会社における取引の公正性確保のために期待される役割は大きく、一般の企業や投資家よりも高い職業倫理と法令遵守意識が求められていることは言うまでもない。

そのような中、リーマンショック後に集中した大型公募増資案件について、主要幹事証券会社等の営業員等から重要事実の伝達を受けた国内外のプロ投資家による内部者取引が複数の事案で行われたことが判明したことは大変遺憾である。

本件については、昨年、金融審議会のインサイダー取引規制に関するワーキング・グループにおいて報告書がまとめられ、これを踏まえて、改正金融商品取引法が国会に提出、成立した。また、証券業界においても今般の大型公募増資インサイダー問題を踏まえて、様々な対策に取り組んでいるところと承知しており、証券会社においては、各社における法人関係情報の管理態勢の点検・改善等の取組みを継続し、投資家の信頼回復に向けて努めていただきたい。

さらに、インターネット取引が趨勢である現在でも、今回の事例集に掲載されている大型公募増資以外の11事例の半数弱の事例で、電話、若しくは証券会社窓口による株式の売買が発注されている。つまり、各証券会社において違法行為の端緒を察知し得る機会は十分にあるということである。今後とも、このような取引に目を光らせていただき、疑義の窺われる取引については、証券監視委へ通報される等、御協力をお願いしたい。